

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-27)

施策名	目標6-1 環境リスクの評価					
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の環境実態調査を実施し、基礎資料として施策の策定に活用。化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。</li> <li>化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。</li> <li>子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	5,521	5,281	4,615	5,304
		補正予算(b)	1,581	2,092	977	
		繰越し等(c)	(1,595)	(696)	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	5,507	6,677	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	5,167	5,860	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	① 環境リスク初期評価実施物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
		-	23	21	19	23	14	14	○
	年度ごとの目標値		-	-	19	19	14		
測定指標	② 化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
		-	103(129%)	95(119%)	98(122%)	86(108%)	53(66%)	80(100%)	×
	年度ごとの目標値		80	80	80	80	80		
測定指標	③ 内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
		-	27	40	63	85	107	100	○
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
測定指標	④ 子どもの健康と環境に関する全国調査の参加者(親子)数(累積)(人)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
		-	-	-	30626	64572	101106	100000	○
	年度ごとの目標値		-	-	33000	68000	100000		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ①環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標としていた14物質について環境リスク初期評価をとりまとめ、公表した。 ②化学物質環境実態調査では、24年度達成率が108%であったが、25年度67%と目標に達しなかった。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえた評価対象物質の選定数について、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2010—」(EXTEND2010)で設定した目標を超過達成した。 ④「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」については、基本計画に基づき、調査実施主体となるコアセンター、メディカルサポートセンター、全国15地域のユニットセンターにおいて調査実施体制を整備し、平成23年1月末から平成26年3月末までを参加者の募集・登録期間としており、平成26年3月に目標参加登録者数である10万人に到達した。
	施策の分析	①環境リスク初期評価については、平成9年度から平成25年度までに316物質について評価をとりまとめ、公表している。調査内容や対象物質数の見直しなどにより、調査の信頼性の確保を前提としつつ効率的な実施に努めている。 ②化学物質環境実態調査の結果については、それぞれの化学物質について調査要望を出していた関係課室にフィードバックし、それぞれの施策に活用された。昭和49年度から平成24年度までに1,236物質について調査を実施した。 ③化学物質の内分泌かく乱作用に関しては、試験法の開発や試験の実施を行っており、着実にリスク評価を進めている。 ④エコチル調査については、平成26年3月末で参加者の募集を終了したため、今後は質問票による追跡調査等を本格化する。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①環境リスク初期評価については、情報の収集・検討状況も踏まえ、平成26年度は14物質程度を目標とする。 ②今後も引き続き関係課室から要望があった化学物質の環境実態調査を行っていく。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、EXTEND2010の策定から約5年が経過しており、これまでの成果を踏まえた今後の計画(EXTEND2015(仮称))を策定した上で、検討をすすめていく。 ④エコチル調査を効率的・効果的に実施するためにも、質問票による追跡調査の追跡率を引き続き維持する必要がある。  【測定指標】 ①環境リスク初期評価については、引き続き、環境リスク初期評価実施物質数とする。 ②化学物質対策に係る各種施策を行う上で、規制物質の評価時に必要となる基礎データを提供できるよう、今後も引き続き化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数を指標とする。 ③化学物質の内分泌かく乱作用については、EXTEND2010の中で定めた目標であるため、新たな計画が策定されるまで引き続き本指標を用いる。 ④エコチル調査については、平成26年3月に目標参加者登録数である10万人に達したため、今後は対象の方々に対して追跡調査を行い、その率を測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	①環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。 ②中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいているところ。 ③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会において専門的な検討をいただいているところ。 ④エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果を国際貢献につなげるための国際連携の方向性等について、検討を行っていただき、今後の調査実施に反映することとしている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	化学物質の環境リスク評価(第12巻) 平成25年度版「化学物質と環境」 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)研究計画書
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 環境リスク評価室 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------------------	--------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-28)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理					
施策の概要	化審法に基づく、新規化学物質の審査及び既存化学物質等の安全性点検を計画的に進めるとともに、化管法に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。					
達成すべき目標	化学物質について化審法に基づき、安全性評価を実施し、我が国の化学物質管理の推進を図る。化管法、PRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	618	520	650	711
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	92	-	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	710	520	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	696	504	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	◎
		-	-	-	37	22	61	-	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	40	-	
	②ダイオキシン類の1日摂取量 (pg-TEQ/kg/日) (基準値:ダイオキシン類の耐容1日摂取量)※WHO-2006TEFを使用	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		0.85	0.83	0.85	0.69	0.7	4		
		年度ごとの目標値	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	-	
	③PRTR対象物質の環境への総排出量 (継続物質:単位トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	-
		-	435,263	421,504	398,145	375,897	-	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	④化学物質アドバイザーの派遣数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	-
		-	41	37	29	25	28	-	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数は40物質を上回っており、目標を達成した。ダイオキシン類の一日摂取量は耐容一日摂取量4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。
	施策の分析	①化審法に基づき、毎年度スクリーニング評価を着実に実施している。 ②化学物質の人へのばく露モニタリング調査については、分析対象物質の見直し等などにより、調査の信頼性の確保を前提としつつ効率的な実施に努めている。 ③PRTR制度については、着実に集計・公表している。なお、対象物質の環境への排出量は経年的には減少傾向にある。 ④化学物質アドバイザーについては、要請に基づいて派遣しているが、近年減少傾向にある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・化学物質のリスク管理を推進するため、化審法に基づくスクリーニング評価を着実に進めていくとともに、事業者による自主的な化学物質管理を促進するために、引き続き着実にPRTRデータを集計・公表・活用していく。 【測定指標】 ①引き続き、化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスの付与を実施していく。 ②ダイオキシン類の一日摂取量は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年1月15日施行)第6条で規定されている。 ③PRTR対象物質の環境への総排出量: 引き続き着実にPRTRデータを集計・公表していく。 ④化学物質アドバイザーの派遣数: 化学物質アドバイザー派遣の要請元は、業界団体、地方公共団体等であるが、今後、周知対象を拡大すること等により本制度の一層の周知に努め、地域のリスクコミュニケーションの促進を支援していく。

学識経験を有する者の知見の活用	届出外排出量推計におけるデータ解析及び信頼性の検証のために「PRTR非点源排出量推計方法検討会」における専門家等の助言等を踏まえた検討結果を施策に反映 「ダイオキシン類をはじめとする人への化学物質の蓄積量調査検討会」を設置し、専門家も参加して調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成24年度PRTRデータの概要(平成26年3月公表) 平成24年度PRTR届出外排出量の推計方法の概要(平成26年3月公表)
---------------------------	--

担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	平成26年6月
-------	------------------------------	--------------------	--	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-29)

施策名	目標6-3 国際協調による取組					
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングすると共に、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	339	312	268	392
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	/
		合計(a+b+c)	339	312	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	335	303	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	POPs条約対応のため残留状況を測定した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	×
		-	12	12	14	11	9	12	
	年度ごとの目標値	/	12	12	12	12	12	/	
	GHSに基づく環境有害危険性分類を新規に実施した分類物質数	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	×	
-		266	232	204	190	154	(別の指標を掲載)		
年度ごとの目標	/	266	232	180	180	160	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない  (判断根拠) POPs条約の有効性評価に資するため、POPs条約規制物質及び候補物質について選定要件より設定した目標よりも少なかった。
	施策の分析	・POPs条約の有効性評価に資するため、国内及び東アジア地域におけるPOPsモニタリングを実施するとともに協力体制の構築に貢献した。 ・GHSについては、154物質について分類を行ったが、目標を下回った。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①今後もPOPs条約事務局へ提出する有効性評価及び国内の汚染状況把握のためPOPsモニタリングを継続して行う。 ②GHSについては、すでに3000物質以上について分類を行い、分類を要する物質数が減少したことから平成26年度以降の評価施策及び指標を見直す方向で検討。 【測定指標】 ①化学物質環境実態調査の運用方針中の物質選定要件に基づいて残留状況を測定する物質数。 ②見直し結果を踏まえて設定。

学識経験を有する者の知見の活用	水銀、POPs等に係る課題について、中央環境審議会環境保健部会を開催しその検討結果を取組に反映。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「化学物質環境実態調査における当面の運用指針」(環境安全課)
---------------------------	--------------------------------

担当部局名	環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	-------	--------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-30)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策					
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	5,620	653	669	550
		補正予算(b)	-2,883	1,654	0	0
		繰越し等(c)	-1,473	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,264	2,307	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	905	2,243	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 A事案区域における環境調査等件数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	6	8	5	2	4	-	-
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
-		153	153	150	150	150	-	-	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) ・ A事案区域における環境調査等件数: 地権者からの要望に基づき適切に環境調査等を実施し、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図った。 ・ 茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸に起因すると考えられる健康影響については、その健康不安の解消等に資することを目的として、緊急措置事業を実施した。
	施策の分析	・ A事案区域等の環境調査等に関しては、地権者の要望に基づいて実施しているところであるが、土地改変の内容を地権者と十分調整した上で、効率的な調査の実施に努めている。 ・ 茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勧告し、その全般について、専門家による検討を行っている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・ A事案区域における環境調査等については、引き続き地権者からの要望に基づき適切に実施する。 ・ 茨城県神栖市における緊急措置事業については、ジフェニルアルシン酸のばく露に係る者の症候及び病態の解明の状況を勧告し、その全般について専門家による検討を行うこととしている。  【測定指標】 ・ 引き続きA事案区域における環境調査等件数、医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)とする。

学識経験を有する者の知見の活用	「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」及び「ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会」において、今後の方向性等について評価をいただいたところ。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「ジフェニルアルシン酸(DPAA)等のリスク評価第3次報告書」(神栖市緊急措置事業)
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------	--------------------	----------	---------